

佐賀県告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十一月二十七日から平成二十一年十二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	の 区 域
県道 吉田鶴線	神埼郡吉野ヶ里町田手字 三本杉二四三一番二地先 から 神崎市神崎町鶴字馬郡八 ○番一地先まで	変更前 幅員 メートル 二六・二 } 一七・〇
	神埼郡吉野ヶ里町田手字 三本杉二四三一番二地先 から 神崎市神崎町鶴字馬郡八 ○番一地先まで	後 幅員 メートル 二六六・六 } 三六七・二